

法人文書及び保有個人情報に係る開示の実施方法及び手数料等に関する規程

平成17年 3 月 2 日

規程第 7 号

改正 平成18年 3 月31日規程第 9 号 平成28年 3 月30日規程第 2 号
平成30年 2 月21日規程第 1 号 令和 4 年 5 月 9 日規程第10号
令和 5 年 3 月30日規程第10号

法人文書開示の実施方法及び手数料に関する規程（平成 16 年規程第 22 号）の全部を次のように変更する。

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 15 条第 1 項及び第 17 条第 2 項並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 87 条第 1 項、第 89 条第 4 項及び第 117 条の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が保有する法人文書及び保有個人情報の開示の実施方法及び手数料並びに行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

（法人文書及び保有個人情報に係る開示の実施方法）

第2条 独立行政法人等情報公開法第 9 条第 1 項又は個人情報保護法第 82 条第 1 項に規定する開示決定（以下この条において「開示決定」という。）に基づき、機構が次の各号に掲げる文書又は図画を開示する場合において、閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- （1）文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）当該文書又は図画。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、理事長は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、次項第 1 号アに規定するものにより、これを行うことができる。
- （2）マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列 1 番（以下「A1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- （3）写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- （4）スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 開示決定に基づき、機構が次の各号に掲げる文書又は図画を開示する場合において、写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- （1）文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 次に掲げるもの（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番（以下「A3 版」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A1 版若しくは日本工業規格 A 列 2 番（以下「A

2版」という。)の用紙に複写したもの(イに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列 4 番(以下「A4 判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1 判、A2 判又は A3 判の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 開示決定に基づき、機構が次の各号に掲げる電磁的記録を開示する場合において、開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の5の項(2)において同じ。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項(2)において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録を A3 版以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。別表の7の項(7)において同じ。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6123、X6132 若しくは X6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。別表の 7 の項（8）において同じ。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。別表の 7 の項（9）において同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6127、X6129、X6130 又は X6137 に適合するものに限る。別表の 7 の項（10）において同じ。）に複写したものの交付

4 開示決定に基づき、機構が映画フィルムを開示する場合において、開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

（1）当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

（2）当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 開示決定に基づき、機構がスライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを開示する場合において、スライド及び録音テープを同時に視聴するときの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

（1）当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

（2）当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（独立行政法人等情報公開法に基づく開示の手数料）

第 3 条 独立行政法人等情報公開法第 4 条の規定により法人文書の開示請求をする者又は同法第 15 条の規定により法人文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めるものとする。

（1）開示請求に係る手数料（以下「法人文書開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円

（2）開示の実施に係る手数料（以下「法人文書開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書 1 件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（独立行政法人等情報公開法第 15 条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のアからカまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該アからカまでに定める額。ウ及びカを除き、以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

ア 独立行政法人等情報公開法第 12 条第 1 項の規定に基づき、他の独立行政法人から事案が移送された場合（イに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第 17 条第 1 項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「当該独立行政法人等開示請求手数料相当額」という。）

イ 独立行政法人等情報公開法第 12 条第 1 項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 当該独立行政法人等開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ウ 独立行政法人等情報公開法第 12 条第 1 項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

エ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、行政機関から事案が移送された場合（オに掲げる場合を除く。） 行政機関等情報公開法第 16 条第 1 項の規定に基づく開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「行政機関開示請求手数料相当額」という。）

オ 行政機関情報公開法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、行政機関から行政文書の一部について移送された場合 行政機関開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額

カ 独立行政法人等情報公開法第 13 条第 1 項の規定に基づき、行政機関に行政文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第 2 号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 法人文書開示請求手数料又は法人文書開示実施手数料は、本部において、現金、現金書留又は銀行振込により納付を受けるものとする。ただし、労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターが、当該施設の保有する法人文書に係る開示請求について、現金により法人文書開示請求手数料又は法人文書開示実施手数料の納付を受ける場合はこの限りでない。

4 法人文書の開示を受ける者は、法人文書開示実施手数料のほか郵送料を納付して法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は郵便切手により納付を受けるものとする。

(法人文書開示実施手数料の減額又は免除)

第 4 条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により法人文書開示実施手数料を納付する資力が無いと認めるときは、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、法人文書開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による法人文書開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、独立行政法人等情報公開法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出するものとする。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る法人文書開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(独立行政法人等情報公開法第22条に規定する法人文書の写し交付料)

第5条 独立行政法人等情報公開法第22条において国民に利用しやすい方法により提供することとされた情報が記録された法人文書について、写しの交付を求める者は、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法（閲覧を除く。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を納めるものとする。

(個人情報保護法に基づく開示の手数料)

第6条 個人情報保護法第77条の規定により保有個人情報の開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円を納めるものとする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 3 第1項の手数料（以下「保有個人情報開示請求手数料」という。）は、本部において、現金、現金書留又は銀行振込により納付を受けるものとする。ただし、労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターが、当該施設の保有個人情報に係る開示請求について、現金により保有個人情報開示請求手数料の納付を受ける場合はこの限りでない。

- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して当該保有個人情報が記録された法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は郵便切手により納付を受けるものとする。

(特定個人情報開示請求手数料の免除)

第7条 理事長は、特定個人情報の開示を請求する者が経済的困難その他特別な理由により特定個人情報開示請求手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

- 2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、個人情報保護法第77条の規定による申出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を理事長に提出するものとする。

- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料)

第8条 個人情報保護法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額を納めるものとする。

- (1) 個人情報保護法第86条の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限り。）
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- (3) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）

- 2 個人情報保護法第 118 条第 2 項の規定により準用する同法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めるものとする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 個人情報保護法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が個人情報保護法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 個人情報保護法第 115 条（個人情報保護法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円
- 3 前 2 項の手数料は、本部において、現金、現金書留又は銀行振込により納付を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の法人文書及び保有個人情報に係る開示の実施方法及び手数料に関する規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 9 日規程第 10 号）

この規程は、令和 4 年 5 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適応する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規程第 10 号）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	法人文書開示実施手数料の額
1 文書又は図画 （2 の項から 4 の項又は 8 の項に該当するものを除く。）	(1) 閲覧	100 枚までごとに 100 円
	(2) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものとの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	(3) 複写機により複写したものとの交付 （（4）に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円（A2 判については 40 円、A1 判については 80 円）
	(4) 複写機により用紙にカラーで複写し	用紙 1 枚につき 20 円（A2 版については

	たものの交付	140 円、A1 版については 180 円)
	(5) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円) に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	(6) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	(7) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	(8) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 マイクロフィルム	(1) 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	(2) 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	(3) 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円 (A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円)
3 写真フィルム	(1) 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円)
4 スライド (9 の項に該当するものを除く。)	(1) 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)
5 録音テープ (9 の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	(1) 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 430 円
6 ビデオテープ 又はビデオディスク	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
7 電磁的記録 (5 の項、6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	(1) 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとに 200 円
	(2) 専用機器により再生したものの閲覧 又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	(3) 用紙に出力したものの交付 ((4) に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	(4) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	(5) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

	(6) 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	(7) 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	(8) 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	(9) 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	(10) 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	(11) 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	(1) 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第 1 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）

備考 1 の項 (3) 若しくは (4)、2 の項 (3) 又は 7 の項 (3) 若しくは (4) の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。